

平成 29 年度 第 2 回 葛飾区入札監視等委員会議事概要

1 日 時 平成 30 年 2 月 5 日 (月) 午前 10 時 00 分から
午前 12 時 10 分まで

2 場 所 葛飾区役所 7 階 入札室

3 出席者

委 員 西村孝一委員長、轟朝幸委員、佐藤伴和委員 (全員出席)
事務局 赤木登総務部長、佐藤秀夫契約管財課長、福島啓介情報政策課長
ほか契約管財課職員 5 名

4 概 要

(1) 開 会

委員長 出席委員は、定足数を満たしており、ただいまから平成 29 年度第 2 回葛飾区入札監視等委員会を開催する。

(2) 庶務報告

ア 傍聴人について

事務局より傍聴人はなかった旨報告

イ 平成 29 年度第 1 回委員会議事概要の公表について

事務局より平成 29 年度第 1 回委員会議事概要を調製し、区ホームページにて公表した旨報告した。

【質 疑】

質疑なし。

(3) 議 事

ア 平成 29 年度入札契約等執行状況 (平成 29 年度下半期) について

事務局より平成 29 年 9 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までの間の入札及び契約手続の運用状況等について報告を行った。

【質 疑】

質疑なし。

イ 指名停止措置の運用状況について

事務局より平成 29 年 9 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までの間の 4 件の指名停止措置の運用状況について報告を行った。

【質 疑】

C 委員 1 件目の区の承諾を得ずに業務を再委託していたとあるが、ヒアリングで

は、これはうっかりミスや知識不足によるものだったのか、それとも分かったうえでの行為だったのか。

事務局 ヒアリングにおいては、本件は平成28年10月から受注者が入れ替わっており、当初業務の混乱を避けるため、以前から従事していた者をそのまま継続して使用することとしたものである。本来、あらためて雇用契約を交わし、受注者の従業員として従事させるべきであったが、従業員募集のうえ段階的に入れ替えていく考えもあったため、その間前受注者に依頼し、継続従事してもらっていたとのことであり、意図的に行ったものではないと思われる。

しかし、実際には、再委託の手続きや本来きちんと雇用契約を交わして従事させるべきだったものを怠っていたため、指名停止の措置を行ったものである。参考ではあるが、現在従事者4名のうち、1名が退職したため、新たに1名を採用し、残り3名とも正式に雇用契約を交わしたとのことである。

C委員 3か月の指名停止が、受注者にどれほどの打撃になるのか分からないが、少し厳しいかなという気がする。

事務局 受注者も非常に反省しており、今後は注意して行くとのことであった。契約約款にも記載されていることなので、きちんと読みながら履行していくよう厳重に注意したものである。

A委員 指名停止の期間は、資料にある指名停止等基準の定めに従って期間認定を行っているのか。

事務局 そのとおりである。今回の事案は、基準の別表8番「その他不正な行為」で、1月以上12月以内と定めており、その範囲で過去の事例等を勘案して、バランスをとりながら指名停止の期間を定めているのが現状である。

A委員 1番目の事案は、お聞きしていて、よく分からないところもあるが、逆に甘いのではとの印象である。

2番目の事案は、うっかり間違いによるもので、人間の仕事である以上そんなこともあるだろうと思う。3番目の事案は、受注者ではなく、その仕入れ先の経営不調が原因となったもので、どこまで予期していたのか。どこまで責任を問えるのかなということもあると思う。4番目の事案は、追加の機器の調達が間に合わなかったもので、急な選挙で時間がなかったり、無理な状況もあったのかなと思われる。下3件は、ちょっとお気の毒な気がしている。しかし、1番目は、よく状況がつかめない。受注者が従前から従事していた者を使用しようとした時に、その契約関係は結んでいたのか。

事務局 実際の従事者は4名で、以前の受注者とも雇用契約は結んでおらず、口約束で従事していたとのこと。本契約においても、同様に口約束のまま継続従事させており、従事当所から雇用契約を結んでいなかったものである。

A委員 受注者は、自分の社員でない者に、受託業務をさせて、支払い関係はどうなっていたのか。

事務局 支払いは、以前の受注者を通して、賃金を支払っていたようである。

A委員 慣れ合いのなかで、なあなあでやったのかなという気がする。公の仕事の受託であるから、契約関係を受注者が勝手に変えられては、何のために手続きを踏んでいるのか分からなくなってしまう。そういう意味では、本件は、他の3件と比べて、期間を長くしてもおかしくないのではと思う。

期間については、契約管財課で決めているのか。

事務局 そのとおりである。過去の事例を参考に、本件についてはどの程度の停止期間が妥当かを検討して、月数を決定している。

A委員 このようなことは、以前もあったのか。

事務局 同様な事例で指名停止をした事案はないと思われる。本件については、施設長が従業員とのやり取りのなかで、前受注者の名称を耳にしたため、判明したものである。

A委員 過去に事例がなくても、受注者の入れ替わりに際して、起こり得る事案である。今後特に、人材問題においては労働者不足が深刻化して、落札したけれども、人の手配が付かないとか、慣れた方に頼んだ方が、間違いが少ないとかで、今までの業者が替わっても、雇用契約を結べば労働者との身分関係は、それで良いのだとは思いますが、そうすると入札していることの意味がどのような意味になってくるのか、そこの所の取扱い方をきちんと見て行かないと、これから先は、起こり得るのではないかと思われるので、慎重に研究していただきたいと思う。

事務局 現在主管課とも協議しており、今後仕様書に雇用契約を結んだうえで、従業員を従事させるよう明記することを検討している。

A委員 それは是非お願いしたいところである。何か問題が起きた時に、雇用関係がないと、こじれた問題に発展する恐れがあるので、よろしくお願いしたい。

事務局 了解した。

ウ 入札参加除外措置の運用状況について

事務局より平成29年9月1日から平成29年12月31日までの間の入札参加除外措置を適用した案件はなかった旨報告を行った。

【質 疑】

質疑なし。

エ 低入札価格調査制度の運用状況について

事務局より平成29年9月1日から平成29年12月31日までの間の低入札価格調査制度を適用した事案1件の運用状況について報告を行った。

【質 疑】

A委員 調査基準価格とは、実施要綱第4条に、10分の9から10分の7の範囲に

において定めるとあるが、具体的にはどのようにして定めているのか。

事務局 調査基準価格は、低入札価格調査を行う場合の基準となるものであり、直接工事費の92%、共通仮設費の85%、現場管理費の85%、一般管理費の50%に消費税相当額を積み上げて定めており、この算定式は公表している。落札価格が積算された調査基準価格を下回った場合に、低入札価格調査委員会に付議して、この価格で、適正な履行が可能かを審査するものである。

A委員 調査基準価格との関係において、入札価格がそれをさらに下回るということで、案件として取り上げられているという理解でいいか。

事務局 そのとおりである。

C委員 滞りなく、工事が出来るのであれば問題はないと思うが、履行状況はどうか。

事務局 この受注者は、本年の第1回目の入札監視等委員会でも、低入札価格調査委員会が適用された事案として報告した、小松中学校の解体工事の受注者と同じ事業者である。小松中学校の解体工事においては、工事主管課に確認したところ、近隣住民との対応や学校との関係も問題なく履行が出来ており、本件においても、現在解体前の事前調査の段階であるが、順調に推移しており、大きな問題はないと聞いている。

A委員 審査して、その施工状況に問題点がないということであれば、出来るだけ安い方が望ましい。印象的には、65%というのが極端な低入札であるとは思わないが、建築関係の工事の場合、人件費の占める割合が大きいため、労働者に対するしわ寄せ等の問題がないかどうかを審査していただければ、より問題が少ないと思われる。

事務局 その点については、受注者に事前ヒアリングを実施した際に、雇用関係についても、法に基づいた賃金を遵守して支払いが出来るのか。また、落札金額において、利益は見込めるのかを合わせて確認を行った。その結果、一定の利益を見込んでおり、その中で、雇用関係を守り支払いもきちんと行えるとの確約を得ている。

オ 抽出審議について

平成29年9月1日から平成29年12月31日までの間の入札及び契約手続のうち、担当委員である西村委員が抽出した、施工能力審査型総合評価一般競争入札1件、公募型指名競争入札1件、指名競争入札4件、特命随意契約5件の合計11件について事務局より入札経過等の説明を行った。

【工事及び設計等委託の主な質疑等（一括説明・個別審議）】

【工事 NO. 1786 葛飾区立小松中学校建築工事】

（施工能力審査型総合評価一般競争入札）

- A委員 落札率が高く、辞退者が多いがどのような理由か。
- 事務局 本件については、JVによる施工能力審査型総合評価一般競争入札となるが、全部で4組の共同企業体から申請があり、その内3組が辞退となっている。いずれも、予定価格の超過を理由に辞退しており、各自で積算を行った価格が予定価格をオーバーしてしまったものである。
- C委員 落札した業者は、3社でのJVであるが、他の事案でもよく組んでいるのか。
- 事務局 JVの事案は、年間でもあまり多くはない。大規模な工事であるとか、特殊工事であるとかに限られている。当該共同企業体の構成は初めての組み合わせである。
- A委員 予定価格との差は、約400万円程度であるが、予定価格がかなり厳しく査定していたということか。
- 事務局 予定価格は、当区の技術部門である営繕課で、積算システムによる基準単価を積み上げて積算したものであり、東京都と同じ単価を使用しているものである。
- C委員 辞退はやむを得ないが、入札経過調書を見ると1社入札であるため、見栄えが悪く、疑念が生じやすい。
- 事務局 電子入札であるので、事前にどこの会社がJVを組んでいるのか、どこが入札し、どこが辞退しているのか等の情報は、実際に開札をして結果を見てみないと分からない仕組みとなっている。委員指摘のとおり、4社のうち3社が辞退となると疑念を抱かれかねないと思うが、区としても、出来るだけ多くの業者に入札して頂き、競争性の中で入札結果が出るのが望ましいと思っている。結果として今回は辞退が多かったという状況であり、競争性は担保されていると考えている。

[設委 NO. 1639 平成 29 年度 空洞調査委託] (公募型指名競争入札)

- A委員 この事案は、他の事案とは逆に落札率が低い。入札状況を見ても落札した業者は、他の業者と比べてかなり低額で入札している。この事案については、履行状況に問題はなかったのか。
- 事務局 委員指摘のとおり、本件は落札率 54.98%と低い金額となっている。当区においては、50%を切る場合には、適正な履行ができるかどうかを落札業者に確認のうえ誓約書を徴取しているが、本件は徴取していない。なお、この落札業者は、平成 26 年度に本業務を請け負っており、当時の落札率は 67.9%であった。実際の履行状況はというと、設計や調査業務についても、平成 27 年度から成績評定を実施しているが、平成 26 年度は未実施であったため、主管課に確認したところ、当時も今年度についても、特に問題はなく履行されているとの回答であった。

- C委員 毎年調査を実施しているのか。
- 事務局 全ての道路を一度に調査することはできないため、仕様書に記載のとおり、葛飾区が管理する道路のうち指定する区間の合計 214 km、スコープ調査 64 箇所というように、路線を定め距離及び箇所を指定して順番に行っている。
- C委員 調査結果で、危険度の高い箇所は出るものなのか。
- 事務局 多くはないが、数か所でスコープ調査を実施のうえ、更に詳しく位置や広がりを見積りするケースもあると聞いている。
- C委員 比較的、設計や委託においては、毎回低落札率の傾向があるので、本件もこのようなケースなのであろう。
- 事務局 以前から本委員会でも議論いただいているところであるが、設計・調査などの委託業務については、人件費の占める割合が高いことから、どのように入札するかは、企業戦略等会社の考え方もあると思われる。
- A委員 この業者は、他の案件においても、予定価格 1,868 万に対して、921 万で落札しており、概ね半額程度となっている。それは、競争力として評価出来るものであれば、能力の優れた会社が落札するのは、区全体として良いことなのであろう。しかし、かなり低いものであるから、中身が大丈夫なのか心配な面もある。特に履行上問題がないのであれば、よろしいかなと思う。
- そうであれば、他の業者も、もう少し頑張っ、競争性を担保してほしいところである。

【賃借・借上契約 2 件の主な質疑等（一括説明・個別審議）】

〔賃借 NO. 1712 （仮称）西新小岩四丁目学童保育クラブ施設借り上げ
（債務負担行為） （指名競争入札）〕

- A委員 施設の借り上げとあるが、これは、受注者が施設を建設し、それを区が一定期間借り上げて、期間満了後は区に無償譲渡させ、所有権を移転させるという認識でよろしいか。
- 事務局 そのとおりである。
- A委員 とすると、借上期間中の支払賃料が、施設建築等の費用に相当するということか。
- 事務局 そのとおりである。
- A委員 そのような、組み立ての契約をする意義は、どこにあるのか。
- B委員 区が直接施設を建築しないで、賃借にするメリットは何か。
- 事務局 賃借にするのは、一時的に多額の支出をすれば施設は建つが、出来るだけ単年度負担を抑え、財政負担の平準化するのが目的である。
- C委員 複数年の賃料のトータルコストで言えば、直接建てた方が安くなるのではないのか。
- 事務局 工事の場合は、基本設計や実施設計の費用と建築工事費の合算になるので、

一概に直接建てた方が安いとは言えない。プレハブによる施設借り上げの場合、プレハブ業者にはそのノウハウがあって、期間や費用の面でメリットが非常に高い。直接建築する場合には、設計から建築まで1年以上必要とするが、借り上げでは、最短で6か月程度で施設が建つものもある。また、補助金の仕組みが替わり、建築でも、リースでも補助金が適用されるようになったのが大きい。極端に言えば、これまで、本区では、財政上の都合により、1年に1戸しか建てられなかったものが、5年間で返せば、5戸分建てられるということになる。このような背景から、施設借り上げの仕組みが定着してきたものである。

B委員 この入札の価格は、単年度のものか、それとも5年間の合計か。

事務局 5年間の総額である。

B委員 それを毎月支払っているということか。

事務局 総額を60月に分割して毎月支払っているものである。もちろん、建築費用に分割した金利が上乘せされているので、建築費だけを比べれば、若干高いという考えもある。

C委員 数多く建設できるというメリットは、有効なものと思う。

A委員 基本的には、当初建設施設の所有名義は落札業者で、その施設の借上契約を結ぶわけだが、その借上げ金額を幾らに設定しようと、賃貸借契約に代りはないので、賃貸借契約期間が終了しようと、所有者側に当然建物自体を権利移転しなければならない義務は発生しない。これは、無償譲渡をするという契約を結ぶから譲渡出来るわけだが、自分がお金を出して建設した施設で、賃料収益をあげていた物件を、賃料額が建設費用に見合う金額になったからといって、なぜ、それを無償で譲渡しなければならないのか。そこから先は、儲けて行けばいいというのが企業原理だと思うが、そこに、寄付行為だとかの税務上の問題は起こらないのか。

事務局 税務については、あまり詳しくはないが、これまで、税務上の問題で受注者とトラブルになったことはない。

A委員 学童保育クラブ以外の施設でも、同様の契約形態をとっているものはあるのか。

事務局 他の施設では、最近の事例でいうと道路補修課の仮庁舎が、同様な契約形態で行っている。

A委員 これは、葛飾区に限らず、他の区でも行っているのか。

事務局 いろいろな区でも、このような工夫をしながら行っているのが現状である。建物ではないが、よくあるのが、パソコンを保守込みでリース5年間、パソコンの場合、5年経つと古くなるので譲渡を受けることはなく返す例が多い。FAXにおいては、一時値段が高い時期があって、5年リース後は区に譲渡というものもあった。そこからは、無償で使用できるが、保守は別に契

約する必要がある。

A委員 この建物は、プレハブなのか。資料を見る限り、恒久的な構造をもっているように見受けられるが。

事務局 恒久的な建物で、20年位使用できるものである。

A委員 私が気掛かりなのは、最後に無償譲渡を受けて、税務的な問題が生じないのか。当然企業もその辺りは押さえてクリアされているので大丈夫とは思いますが、少し気になる場所である。

事務局 今までのケースで問題となった事例はないが、その部分は十分研究しながら進めて参りたいと思う。

C委員 たしか、リース期間満了後譲渡するという契約であれば、その後は新たな課税関係は生じないという契約があったと思う。ただし、リース期間が3年とか、5年とか短いので耐用年数との絡みでどうなるのか分からない部分もある。その部分、賃料で上乗せしているのかもしれない。

A委員 短いので、結局それは、工事代金の分割払いをしているだけということになる。そうなら、それはそれで構わないと思うが、だったら始めからそういう契約をすればいい。しかし、予算の枠組みの問題もあるため、そのような組み立ては出来ないであろう。

これは、入札の問題とは異なるが、ちょっと組み立てが変っており、気になる場所である。

また、辞退も多いようだが、これはどのような理由か。

事務局 辞退理由の内容としては、技術者不足、予定価格超過、仕様書どおりの対応が出来ないなどの理由が挙げられている。実際に、応札した業者は3社という結果であった。

[賃借 NO. 1840 小菅保育園仮園舎借上げ（債務負担行為）] (指名競争入札)

A委員 仮園舎とあるが、借上げ期間経過後は、そこがそのまま正規の保育園の園舎として運営されるのか。

事務局 小菅保育園は区立保育園で、建て替えの間、隣接地に仮園舎を建て、移っていただくために、施設を借り上げるものである。期間は3年間で、新園舎が建築されたあとは、区立保育園の本園舎として再度移っていただく計画である。

B委員 本園舎が建築された後は、仮園舎は使用しなくなるのか。

事務局 仮園舎は、認可保育所の認可規定を満たした建物として建設されているので、その後は、民間の社会福祉法人等で活用してもらうことを計画している。

A委員 学童保育クラブにしても、保育園としても、働き方改革の問題から言って需要はどんどん増えていくものと考えている。学童保育クラブについては、以前は場所が中途半端で不足しており、制度として不十分であったものが、場所

や箇所数も充実してきており、本件では学校の真向かいで、道一本渡ればこのような施設があるということは、環境的には安心して通える場所で、非常に良いことだと思う。学童がなかった頃は、民間のアパートを借りて、学童を自主的に立ち上げて父兄が行うといったこともあった。いろいろ制度の中で、工夫してやっけて行かれるのは、大変良いことだと思う。ただ、財政規模が大きな案件になっているので、税務上の問題等が生じないような工夫をきちんと行ってもらいたいと思う。

【長期継続契約（委託）の主な質疑等（一括説明・一括質疑）】

[長期（委託）NO. 1627 葛飾区東四つ木工場ビル日常管理等業務委託（長期継続契約）]
(指名競争入札)

[長期（委託）NO. 1640 シニア活動支援センター総合管理業務委託（長期継続契約）]
(指名競争入札)

A 委員 いずれの案件も、落札率が高い。

B 委員 工場ビルとはどのようなものか。

事務局 目的としては、地域環境から工場の操業継続が困難に直面している企業や狭い工場から広い工場に移転等、経営規模の拡大を図る企業に対して、操業の場を提供するもので、賃貸型の工場ビルとなっている。全体で25のユニットがあるが、現在22のユニットが使用されている。

B 委員 いわゆるインキュベーターみたいなものか。立ち上げの時の。

事務局 そのとおりである。実際は、期間は3年で、3回まで更新が可能、最高12年間使用できる規定となっている。ある程度こちらを使用して頂いたら、動いて頂くことを条件で使用してもらっている。

B 委員 海外ではよくあるパターンだが、売り上げが上がると出て行かなければならない。

事務局 3年以内で、更新が3回の範囲でということになる。

B 委員 いずれも指名競争入札となっているが、対象となる業者は沢山あるのか。

事務局 東四つ木工場ビルの方でいうと、8社指名となっているが、いずれも区内業者で、ビルメンテナンスを行う会社である。ビルメンテナンスを行う業者は、区内で概ね20社程度はある。

C 委員 長期継続契約とは、2年以上の契約をいうのか。

事務局 長期継続契約の期間は、条例を受けて規則で、案件に応じて3年あるいは5年等、年数の上限が定められている。本件のような役務の提供の場合は、最高3年となる。機械等の賃貸借の場合には、機械等の耐用年数による。

C 委員 東四つ木工場ビルの落札業者は。いつから請け負っているのか。

事務局 平成27年度から同一業者が請け負っており、落札は2回目となる。その以前は、指定管理者制度が適用されていた。

A委員 他にも長期継続契約の委託がいくつもあるが、この2件に関して言えば、1社が重複しているものの、他はすべて異なった業者が指名されている。全体を見た場合には、どうなっているのか。また、他の事案でも、ほぼ100%に近い落札率で落札している業者が多い。どうしてこのような数字関係になるのか、正直疑問を抱かざるを得ない。

事務局 予算を組む際に、昨年度の実績や決算ベースとなる傾向がここ何年も続いており、先程も申し上げたとおり、建物総合管理や清掃業務などの委託業務は、経費の殆どが人件費であり、これ以上仕様内容の見直しも困難であるため、落札率が高止まりする傾向にある。区としても、より競争原理が働き、入札の結果で少しでも安くなるのが望ましいと考えているが、業者もこれ以上安くするのは難しい状況になってきていると推測している。

A委員 東四つ木工場ビルの方は、2,390万円代で数万円のせめぎ合い、シニア活動支援センターの方でも、7,900万円代で数十万円の中での金額のバラツキしか出ていない。これが、入札額を積算する際に、人件費中心で、人工の量を考えると大体同じ様な結論になり、その中での競争だということであれば、特に問題とするには及ばないのだろう。しかし、若干数字だけを見ると、どうしてここで、一社だけここが出てくるのか。それが、毎回競争性で替わっているのであれば良いが、どうもその辺が、疑問を抱かせるような数字の分布の状況になっている。特に不健全な要素がなければ、問題としなくて良いとは思いますが、このような価格での落札というのは、競争入札での競争性というのが機能しているのだろうか、何故金額が揃うのか、もう少し、何らかの形で検証をする必要があるのではないだろうか。

B委員 そのとおりだと思う。以前にも話をしたかもしれないが、人件費も少しずつ上がってきており、雇用するにしても、なかなか下げられない状況もあるだろう。金額で差が付かなくなってきたら、今度は役務サービスの質や内容で競争するというのも一つの手である。いわゆる総合評価やプロポーザルによる競争を行うと良い提案が出てきて、労働集約化や機械化が進むかもしれない。今後はそのような方向性が良いのではないか。

事務局 実際に、金額が下がらないということになると、委員指摘のとおり、他の視点で競争し、適切な業者を選定するのも一つの方法ではあると思う。本区においては、指名時に出来る限り業者が重複しないように、いろいろな業者を指名しつつ、公平性のバランスを保ちながら、出来るだけ価格にも反映させてほしいとの思いで行っているのが現状である。

A委員 本件のような人的作業が中心の委託業務の場合、どうしても、そのような要素が出てくるのは否めないのだろうが、やはり競争性の担保ということと、裏腹の問題だが不当な持ち回り行為が行われまいということ、不正的要素を排除というのが非常に問題となるような業種だと思うので、引き続き行政の

方でも、先程説明のあった業者を重複して指名しない等の工夫を含めて検討して行っていただきたい。

【特命随意契約の主な質疑等（一括説明・個別質疑）】

[特命 NO. 31995 国民健康保険システム改修委託（平成 29 年度次期国保
総合システム対応等）] (特命随意契約)

- A 委員 業者が著作権を保有するパッケージシステムに対する改修委託とあるが、元々の契約はいつ頃結ばれていたのか。
- 事務局 平成 27 年頃だと記憶している。
- A 委員 それ以前は、どのようにしていたのか。
- 事務局 以前は、この事業者ではない国民健康保険システムを使用していた。本区では、システムの入替えのサイクルを定めており、そのサイクルはシステムによって異なるが、サイクルが過ぎると、必ず事業者の入替えをするルールとなっている。
- A 委員 一度システムを導入したら、それっきりではないということか。
- 事務局 そのとおりである。
- A 委員 パッケージシステムということだが、葛飾区固有の業務に対応するものなのか、健康保険システムの処理を行うものなのか、あるいは、もっと広い意味での一般的なデータ処理のシステムなのか。これは、どの程度のものなのか。
- 事務局 システムにより異なるが、本システムでいうと、処理する件数によっても違うので、人口 10 万人規模のパッケージ、30 万人規模のパッケージ、50 万人規模のパッケージなどいくつかのパターンを持っている。当区では、50 万人規模のパッケージを採用し、一部カスタマイズして使用するのが一般的である。
- C 委員 国民健康保険連合会が使用しているソフトとの絡みもあるのか。
- 事務局 そのとおりである。
- C 委員 国民健康保険連合会のソフトも同一事業者なのか。
- 事務局 どちらの事業者のものか失念したが、国民健康保険連合会も独自でシステム調達を行っており、定期的に事業者が替わっている。都内の自治体もすべて国民健康保険連合会に繋げる必要があるので、各自治体のシステムと国民健康保険連合会のシステムとで、それぞれベンダーの異なるシステムで繋がっていることになる。
- C 委員 独占ではないということか。
- 事務局 そのとおりである。
- A 委員 本件は、定期的に行うものではなく、制度改革等必要に応じて改修するものなのか。

事務局 平成 31 年度を目途に、国民健康保険事業そのものが、保険者を区市町村から都道府県に変更するため、国民健康保険連合会もシステムを改修しているところである。例えば、現在は、保険者が葛飾区なので、足立区に引っ越した場合、葛飾区の保険をやめて、足立区で加入しなければならないが、今後は都内の転出入であればやめる必要がなくなる。あるいは、高額療養費で1か月に一定額以上掛かった場合還付される制度があるが、他の自治体に転入しても、都内であれば通算出来るなど制度が変更となる予定である。

本件は、この制度改革に伴い、国民健康保険連合会のシステムと本区の国民健康保険システム間のファイル連携インターフェース等の変更に対応するため改修するものである。

A 委員 国民健康保険連合会側のシステム改修に合わせて、区側のシステムも対応させる必要があるが、改修にあっては、本来のパッケージの提供者の権利に属する部分があるので、提供者である本事業者に委託するということか。

事務局 そのとおりである。

A 委員 そういうことであれば、やむを得ないものであり、競争性を問うものではないと思われる。了解した。

[特命 NO. 45008 葛飾区中学校音楽鑑賞教室オーケストラ演奏委託] (特命随意契約)

A 委員 オーケストラ演奏委託とあるが、このような委託業務を、請け負う楽団は他にあまりないものなのか。

事務局 他にも幾つかはあるようだが、本件は中学生を対象としており、小学校はまた別の楽団に委託している。本件の目的として、質の高い音楽に直接触れる機会を与えることを掲げており、事前学習を含めて、分かりやすく音楽を伝えることができ、唯一区の考え方に合った楽団であるとの理由で選定されたものである。

A 委員 かなり個別性の強いものだから、特に信頼出来るところという基準で選定されることはあるのであろう。

事務局 10 年以上前から、同楽団にお願いしており、実績と信頼のある楽団であると聞いている。

B 委員 若干「唯一」といえるのか、気になるところである。他でも出来るのではないか。

事務局 確かに、他の楽団でも演奏だけであるとか、その他いろいろな工夫はあるものと思われる。しかし、区として、事前学習をさせるのに、子ども達に配布する資料を、DVD 資料による方法等も合わせて、総合的に判断したものである。

A 委員 これは、シンフォニーヒルズで演奏をして、そこに各中学校の生徒が集まってくるような方法で行うのか。

事務局 そのとおりである。具体的には、今年度で言うと、1月29日と30日のそれぞれ午前の部と午後の部に分かれて日程が設定されており、すべての中学生約3,000人が、2日間4回に分かれて演奏会場に来て、鑑賞会を行ったところである。

C委員 今、なかなかクラシックだけで食べていけない演奏者もおられるでしょうから、助成という意味ではないが、小学生、中学生に本物のクラシック音楽を聴かせるというのは、とても良いことだと思う。

A委員 いろいろ情報を集めて、改善して行くことは続けていただきたい。しっかりした指導とか、教育的な見地からのレクチャーとか、演奏を組み合わせでやれるノウハウを持っているとか、いろいろな要素はあろうが、その中で、授業もより良いものをより安くできればと思うので、工夫をお願いしたい。

事務局 了解した。

[特命 NO. 46192 住民基本情報システム改修設計業務委託] (特命随意契約)

A委員 この案件は、先程の国民健康保険システムの改修と組み立ては同じで、基本のシステムは何年かおきに、入れ替えて行くということによろしいか。また、今回の改修は、マイナンバー等々の改変に基づいて、改修を余儀なくされているという理由からか。

事務局 そのとおりである。

A委員 ということであれば、先程の議論と同じような問題ということなので、きちんと競争性が担保される形で、かつ業務に支障を来さないところでのバランスをとって、適切な運用をして行っていただきたい。

[特命 NO. 49077 発電ロボシステム設置等委託] (特命随意契約)

[特命 NO. 49444 発電ロボシステムの機器購入] (特命随意契約)

A委員 設置等委託と機器購入の二つに契約を分けているのはなぜか。

事務局 契約を分けた理由だが、一つは、役所の予算科目が違うということもあるが、もう一つは、情報政策課において、このような大きな委託をする時、あるいは、購入をする時には、情報政策課にいるコンサルタント事業者と情報工学に係る技術士に、見積書の内容を検証してもらっている。この程度のもので、これ位の金額が掛かるのかを確認してもらうために、それぞれの詳細を事前に作成している。そのために分かれているということもある。

A委員 契約として、二つに分かれるのは、所轄が違うからということか。

事務局 予算の科目上、備品費と委託料に分かれて契約をしているのと、購入額がかなり高いので、購入額の内訳を明確にする必要があった。委託ですべて丸められてしまうと、中身が分からなくなってしまうので、購入の分ははっきり幾らなのか、機械ごとに価格を算出させたことから、別契約となっている。

A委員 全く別に、同じようなシステムを開発し、そのハードを作っている会社は他にないのか。

事務局 この発電ロボのシステム構成は、自動で動かすのか、手動で動かすのかを設定する操作盤と、分電盤とがあり、分電盤の先にガソリンで動く発電機が付いたものとなっている。この発電ロボは、阪神淡路大震災以降に急激に普及したが、それ以降に建設された建物には、そもそも備え付けられているため、現在発電ロボを後付けで買う者がいないことから、各メーカーが既に撤退してしまっている。実は、区が購入したこの事業者も作ってはいなかったが、元々発電ロボを製造していた会社が撤退する際に、製造権を譲り受けて作っている会社である。また、設置予定の2・3階建の区民事務所の建物規模で使える発電ロボを作っている会社は、情報政策課が調べた限りこの事業者以外いないのが現状である。

A委員 設置場所として区民事務所7か所とあるが、その他の建物にも発電ロボが設置されているのか、あるいは、別の機能で賄っているのか。

事務局 建物自体に元々機能がある所もある。無い所で、情報政策課が気にしているのは、住民票や国民健康保険の加入であるとか、後期高齢や介護保険であるとか、区民の皆様の個人情報をダイレクトに扱うシステムを設置している建物である。内部的な事務処理に係るシステムに関しては、電源が落ちてしまっても、区民生活に直接影響が出ることはないので、発電ロボを設置していない建物もある。

本件の区民事務所は、住民票の移動届や死亡届であるとかを受け付けているため、その処理の途中で、急に電気が切れてしまうと、正常終了していない中途半端なデータが作成されてしまうため、それを防ぐために設置している機械である。

A委員 コストの関係でいうと、これを使い続けていくのか。いずれ作るのも使うのも止めてしまうということはないのか。

事務局 今回も購入するのに大分苦労しており、やっと作ってくれる業者を見つけてきたのが現状である。このため、システムの作りを変更して、現場の電源が落ちても、区役所の本体が落ちなければ、データの不整合が生じないように、段階的に修正をしているところである。そうしないと、区としても、次に買えるという保証はないので、やり方を変えて対応していくことを考えている。

A委員 若干、そのような性格があるということだが、そういうことであればもっと、長期的な見通しをもって、長く使える発電ロボを導入した方が、システム変更等の経費も掛からないと思うが、見通しが難しいところか。更に検討してもらいたい。

カ 苦情申し立てへの対応状況について

事務局より、該当案件がない旨の報告を行った。

【質 疑】

質疑なし。

キ 入札及び契約手続等に対する働きかけの状況について

事務局より、該当案件がない旨の報告を行った。

【質 疑】

質疑なし。

ク 葛飾区公共調達業務監理支援専門員による審査状況について

事務局より葛飾区公共調達業務監理支援専門員制度の概要及び審査状況について説明・報告を行った。※平成 29 年度（平成 29 年 12 月末現在） 42 件

【質 疑】

A 委員 件数も大体同じような件数である。

事務局 毎年概ね 40 件程度で推移しているところである。

A 委員 制度として、かなり安定して運用されていると思われるので、引き続きよろしくお願ひしたい。

(4) その他

委員長 以上で予定された議事はすべて終了したが、その他事項で何かご意見等はあるか。それでは、本日の入札監視等委員会を終了とする。

以 上